



発行一般財団法人 田澤記念館
住所 佐賀県鹿島市大字高津原434番地
発行責任者 平野重徳・小池幸照
発行所 鹿島印刷株式会社
発行日 2017年6月20日

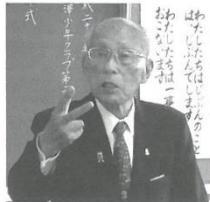
～鹿島市内企業様へ平野会長(95歳)から支援要請～

昭和59年(1984)に、旧田澤家から財団法人田澤記念館となり、青年教育事業が開始されから33年が経過しました。これまで多くの企業、団体、個人、役員の方々と地元の鹿島市役所からの支援をいたしましたが、現在の社会状況の影響を受けて、年を追って寄せられる浄財も減少傾向にあり、これから事業継続が難しくなりつつあります。

平成27年田澤義鋪生誕130年記念大会(2015)が終わり、その反動で昨年度(2016)は会費以外の寄付金が例年の1/6しかなく、繰越金が例年の1/7になりました。田澤記念館始まって以来の危機が迫ってきました。

そこで今回、会長自ら足を運び鹿島市内の企業へ出向き支援要請を行いました。どこの企業も苦しい中、会長が頭を下げるれると快く承諾していただきました。しかしこのままでは、存続がたいへん難しく、これから田澤記念館の在り方について考えるべき時期が来たのではないかと、平野重徳会長や小池幸照代表理事も苦慮しております。

田澤記念館の在り方についてのご意見をお聞かせ頂ければ幸いです。



ユースカレッジ開講式

3月4日(日)ユースカレッジの開講式が行われた。カレッジ生全員が一人2分以上1年を振り返っての発表を行いました。そして第24期の代表として鹿島市役所の寺尾和士さんが謝辞を述べました。その後、小池幸照代表理事が全員に修了証を平野会長が田口博之(市役所)さんと西健太(東亜工機)さんへ田澤賞を渡しました。



冬の寒さも緩み、春も近いと感じるようになりました。本日をもって私たち田澤記念館ユースカレッジ24期21名は、全カリキュラムを終え、充実した気持ちでこの修了式を迎えることが出来ました。

思い返せば開講式の日、ほとんど面識もなく、職業も年齢も違う者同士が集まり、これからどんな事があるのか期待を膨らませている中、「一事貫行」を決め、早速この日から一事貫行の実践が始まりました。この時にはまだ一事貫行にどんな意味があるのかわからなかったと思いますが、修了式を迎えた今、その意味を受講生1人1人が感じているのではないでしょうか。小さなことでも継続すると大きな事を成し遂げる事が出来るという事は、自分への自信に繋がり、未来への希望につながっていくのだと思います。私は「一事貫行」この言葉の意味を身にしみて感じることが出来ました。

研修を通じ、受講生の間に協力と責任感、思いやりの気持ち、助け合いが生まれ、絆を感じることが出来ました。田澤先生の目指した青年団においても地域をまとめるのは絆であり、1人1人が目標をもって臨めば大きな目標も達成することが出来るということと、私達はこれからそれが職場に戻り仕事をやっていくのですが、田澤先生の教えてある「郷土に錦を飾るより、郷土を錦で飾ることを心がけよ。」を胸に、それぞれが花を咲かせるよう努めていきたいと思います。

最後になりましたが、貴重な時間を割いて講義をしてくださった平野会長をはじめ、外部から来て頂いた講師の先生方、小池代表理事、安永館長、北村さん並びに今回の研修にご尽力頂いた全ての皆様方に心より感謝とともに、ユースカレッジ研修と田澤記念館のこれからさらなる発展を祈って、謝辞にかえさせていただきます。

鹿島市連合青年団の頑張り

4月29日(土)に佐賀県連合青年団、鹿島市生涯学習課、青年団OB、田澤記念館が参加し、田澤記念館内に事務局を持つ、鹿島市連合青年団の総会が開催されました。昨年度の会計・事業報告と今年度の予算・事業計画の審議がなされました。

竹下宏紀団長のもと連合青年団独自の活動や他主催の行事への協力等、地道な活動で維持しています。OBの方々からは「青年団は無いのではないか?」とか、「名前だけで活動していないのではないか?」とかいう厳しい言葉が良く聞かされますが、竹下団長は、地道に本当に地道に身の丈に合った活動を行っています。平野会長から「先のことは考えずに、思いっきりやってみろ。」と叱咤激励をもらい本年度も、ガタリンピック・鹿島踊り・鹿島伝承芸能フェスタ・酒蔵祭り・成人式等への協力活動を予定している。



治安維持法案の是非 悪法か将た良法か （『選集』p.943～944）

田澤義鋪心醉者『唐泉山房』さんのブログにタイムリーな評が記載されていた。許可を得、紹介する。

昨日、衆院法務委員会で自・公・維の3党により、「共謀罪」法案が強行採決された。

「議論は尽くした」「30時間を超えた」という理由があげられたが、具体的なことは何も答弁されていない。明確なことは内心の自由を侵害すること、運用において捜査当局にフリーハンドを与える法律であることである。

大正14年、田澤義鋪は雑誌『新政』4月号で「治安維持法案の是非 悪法か将た良法か」の見出しで考えを述べている。

さわりの部分を再掲する。

「第1に、國体と政体または私有財産制度とを同列に扱える点において深甚の不満を感じさせるを得ぬ」

「第2に、その手段が合法的行為なると不法行為なるとを問わず、國体と政体を変革し、又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し、または、情をかりて加入せる者は、ことごとくこれに厳罰を課す。國体の変革については筆者もまた異議なしといえども、政体の変革、および私有財産の否認についても、その手段の不法なるを要件とせず、いかなる合法的手段によるもこれを厳罰に処せんとするは、むしろ思想悪化の原因たるものにして國家将来のために深憂を禁ぜざるところである」

「第3に、表現の字句のきわめて曖昧なるがため、一度適用を誤れば危険おそるべきものである点である。」

「要するにロシア流の無政府主義および共産主義の宣伝陰謀に対して備うるところなればならぬから、この種立法の必要には賛成する。しかし、上述の理由によって、國体以外の私有財産制度の否認については暴行、脅迫、騒擾その他の直接行動的不法行為を手段とする場合にこれを罰すべきよう修正を加えなければならぬと思う」

田澤は、この種立法は暴力革命への備えでは必要であると思うが（当時は議会を通じて平和的進行を唱える共産主義政党はなかった。その点で彼はイギリス型社会主义へ共感している）取り締まる場合には具体的な「犯罪行為」がなければならないとの近代刑法の原則を述べている。論拠は本質において今日、全く古びていない。

「貴族院がいかにこれを取扱うか。おそらく、かくのごとき意見はその容るるところとなるまい」と田澤は悲観している。その後8年後、田澤自身が貴族院議員になり、有名な軍部横暴を諫める質問演説をおこなった。現在の自民党内にこのような人士は見えてこない。

そして、論文をこう締めくくる。

「果たして然ならば今後その適用に際して官憲たるもの真に細心の注意を払わなければならぬ。もし、一歩を誤らば、治安維持法こそが国治安を破る最有力な原因となるだろう」

不幸なことに、この田澤の指摘は的中した。われわれは、ふたたび日本を暗黒の時代にしてはならないと思う。



評議員・理事新任・退任

任期満了に伴う評議員・理事の改選がありました。結果は下表のとおりです。退任された方お疲れ様でした。新任の皆さんよろしくお願いします。

■評議員

住 所	氏 名	備考
鹿島市高津原	矢野 善紀	
鹿島市重ノ木	江越 光明	新任
鹿島市常広	稻富 雅和	新任
鹿島市浜町	池田 博	
鹿島市浜町	橋田 一	
太良町糸岐	城島 彰二	新任
太良町糸岐	春野 真治	新任
嬉野市嬉野町	飯田 正利	
嬉野市嬉野町	梶原 健一	
嬉野市嬉野町	中村 篤史	
嬉野市嬉野町	藤川 正明	
嬉野市五町田	下田 茂實	
嬉野市塙田町	八田 誠	
嬉野市塙田町	宮崎 博	
嬉野市久間	卯津江豊彦	
嬉野市五町田	森 四朗	新任
鹿島市納富分	中島 衛	退任
鹿島市山浦	中村 浩二	退任
鹿島市三河内	植松幸一郎	退任
太良町多良	秀島 勝之	退任
太良町多良	吉田 俊章	退任
嬉野市吉田	松尾 俊英	退任

■理事

住 所	氏 名	役 職
嬉野市久間	平野 重徳	会長
鹿島市音成	小池 素照	代表理事
鹿島市高津原	高松 昭三	
嬉野市嬉野町	太田 重喜	
武雄市武雄町	大坪 勇郎	
鹿島市高津原	西岡紘 郎	
鹿島市高津原	土井 敏行	
嬉野市真崎	中島 建治	
鹿島市中村	山下 義則	
鹿島市高津原	竹下 勇	
鹿島市常広	河谷 雄二	
鹿島市古枝	竹下 宏紀	
嬉野市吉田	深川祐次郎	
鹿島市三河内	松尾 英樹	新任
鹿島市音成	安永 秀樹	館長

郷土の光 田澤義鋪の冊子

田澤義鋪先生についての冊子が完成しました。

館長が出前授業をしたり、ユースカレッジで田澤先生を説明するときに「青年の父 田澤義鋪」



「道」「この人を見よ」を参考に文字だけ無く写真を利用してプレゼンテーションを作りました。しかしそれではパソコンも必要だし、ちょっと難しかったため、小学生にも分かる、絵本のような冊子ができあがりました。文は館長が絵は館長の知り合いの漫画家に依頼しました。平野会長からは、もう少し入れてほしいところはあるけれどもと言われましたが、「GO！」サインがでて、印刷にたどり着きました。まずは、500部制作し、鹿島市や佐賀県に広めていきたいと考えています。